

福島県住宅用太陽光発電設備等補助金に係るQ&A

よくある質問

	質 問	回 答
A. 申請について		
1	申請受付はどこで実施しているのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターにて受付及びお問い合わせ対応を行っております。連絡先については、HPをご確認ください。
2	申請書類はどのように提出すればよいのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターへ原則郵送にて提出をお願いします。郵送先についてはHPをご確認ください。
B. 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金について		
1	法人（個人事業主）も補助対象になるのか。	対象になります。 ただし、建物登記簿謄本の登記が「居宅」であり、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10kW未満である必要があります。
2	いつ設置した設備が補助対象となるのか。	太陽光発電システムの場合は接続契約締結日、蓄電システムの場合は補助対象設備の支払いに係る領収日が令和5年4月1日から令和7年3月14日までであれば対象となります。その他詳細は要領をご覧ください。
3	市町村が実施している補助事業との併用は可能か	市町村の制度上認められていれば併用可能ですので、各市町村へご確認ください。
4	増設の場合は補助対象になるのか	既に設置されている太陽光モジュールと合わせて10kW未満である場合、対象になります。
5	太陽光発電設備を設置せずに蓄電設備の申請を行うことは可能か。	申請できません。 ただし、既に太陽光発電設備を設置しており固定価格買取制度に基づく電力需給契約を締結していない場合は、蓄電設備のみの設置でも申請可能です。

※お問い合わせの多い質問などは、必要に応じてQ&Aに追加することがございます。